

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

## 5-②. 男女平等施策

「おおさか男女共同参画プラン」が2010年度で終了することとなる。次期計画について、おおさか男女共同参画プランの検証評価と第3次男女共同参画基本計画を盛り込んだ新しい計画を策定し、より一層男女共同参画に向けて推進することを求めるとともに、特に以下の3点について要請する。

（回答）

大阪府では、男女共同参画社会の実現を目指して、「大阪府男女共同参画推進条例」を制定するとともに「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、府政のあらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った施策を総合的かつ計画的に推進しているところです。

「おおさか男女共同参画プラン」の目標年次が今年度末までとなっていることから、大阪府男女共同参画審議会において、現計画における検証評価を行うとともに、新男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について審議検討いただき、このたび答申が出されたところです。

今後、この審議会答申及び平成22年12月に閣議決定された国の第3次男女共同参画基本計画などを踏まえ、新男女共同参画計画の策定を進め、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進してまいります。

なお、審議会での審議経過、答申等は、大阪府のホームページで公表しています。

（回答部局課名）

府民文化部 男女共同参画・NPO課

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

5-②(1) 改正育児・介護休業法の周知徹底

大阪府は女性の年齢階級別労働力率が全国平均より低いことから、女性が働き続けられる環境づくりとして府の職員自らがモデルとなり、男性職員の育児休暇の取得率アップや父親となる職員の連続5日以上の休暇取得率のアップに努めるとともに、市町村と連携して改正育児・介護休業法の周知徹底を行うこと。

（回答）

職員が仕事と生活の調和を図ることは、公務能率を向上させることにつながるものであり、重要なことと認識しております。

育児休業等の男性職員の取得促進については、子育て推進月間、育児短時間勤務の導入などに加えて、昨年6月30日から、配偶者の就業状況にかかわらず育児休業等を取得可能とする改正等を行ってきたところです。

引き続き、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

平成22年6月より改正「育児・介護休業法」が施行されたことから、本府におきましては、国・市町村等関係機関と連携を図りながら、育児・介護休業法を含む労働関係法令等を解説した啓発冊子の作成・配付、ホームページへの掲載を行うとともに事業主等が参加する労働関係セミナー・研修等において同法の周知を図るなど、事業主をはじめ広く府民に対して、同法の周知・啓発に努めているところです。

（回答部局課名）

総務部 人事室 企画厚生課

商工労働部 雇用推進室 労政課